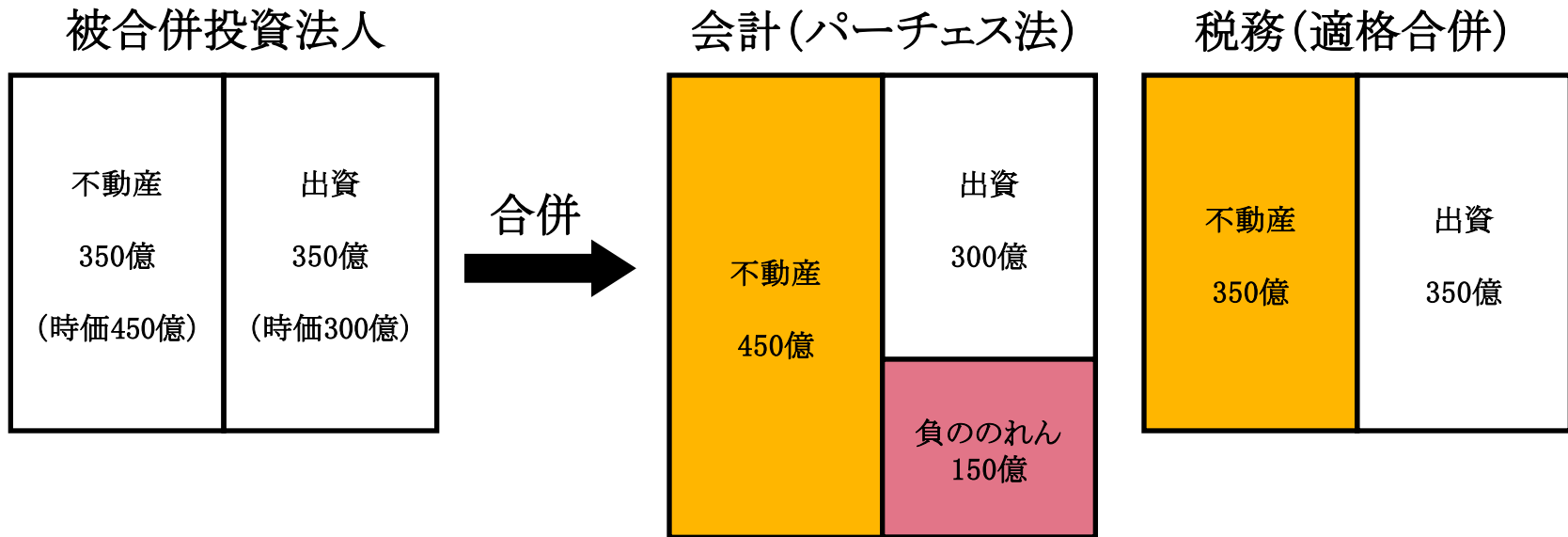


# 投資法人の合併に 関する課税上の論点

平成22年11月24日

税理士法人 プライスウォーターハウスクーパース  
金融部 パートナー 鬼頭 朱実

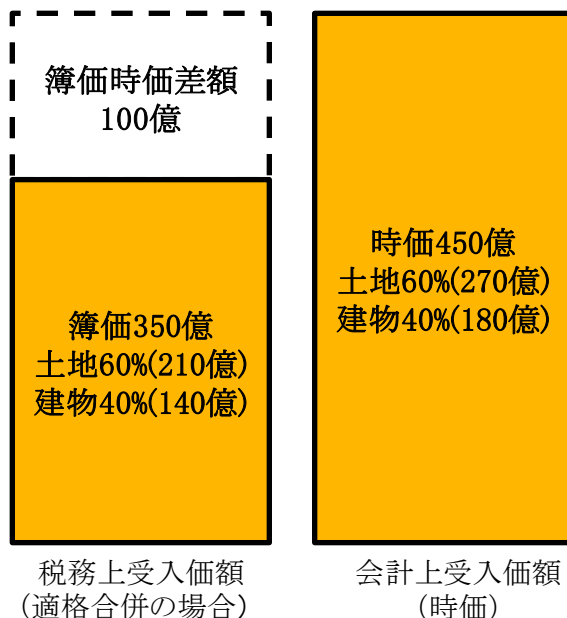
# 投資法人が適格合併を行った場合の課税上の論点



## 合併に伴う資産の受入価額とのれんの認識

- 会計上、投資法人の合併はパーチェス法に基づき、合併投資法人が被合併投資法人の資産負債を時価で取得するものとされる。一方、税務上は適格合併の場合、合併投資法人が資産負債を被合併投資法人の簿価で引き継ぎをしたものとして取り扱われ、会計と税務で資産負債の受入価額に乖離が生ずることとなる。
- 会計上、合併時の被合併投資法人の時価純資産価額と出資価額の差異についてのれんが認識される。負ののれんが発生する場合には、負ののれんは合併投資法人の合併事業年度において償却され、利益として認識される。一方、税務上は、適格合併の場合には、のれん(資産調整勘定または負債調整勘定)は認識されないため、負ののれん償却に伴う利益も認識されない。負ののれん償却益は会計上の利益配当の対象となり、負ののれん償却益相当額からの配当は投資法人の課税所得の計算上、損金に算入される。
- 会計上、正ののれんが発生する場合、正ののれんの償却費用は税務上は損金に算入されず、課税所得の計算上、加算されることになる。
- 会計上、受入資産の価額やのれんの金額等は合併の効力発生日に測定される。

# 合併に伴う税会不一致により生ずる減価償却超過額



毎期の減価償却費(耐用年数5年、定額法、半年決算法人)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
会計	18億	18億	18億	18億	18億
税務	14億	14億	14億	14億	14億
償却超過額	4億	4億	4億	4億	4億

	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
会計	18億	18億	18億	18億	18億
税務	14億	14億	14億	14億	14億
償却超過額	4億	4億	4億	4億	4億

(税務上の償却限度額の算定については、説明のため、便宜的な方法に依っている。)

建物に係る簿価時価差額 40億円(時価180億円-簿価140億円)は、每期減価償却超過額として課税所得に加算されることとなる。

- 合併に伴う引継資産の中に時価が簿価より高いものがある場合、当該資産の会計上の受入価額が税務上の受入価額を上回ることになる。当該差額は合併引継資産の減価償却や売却のタイミングで投資法人の課税所得を会計上の利益より増大させる。
- 合併時の時価が税務上の簿価を上回る減価償却資産については、償却超過額を申告書上、每期加算することとなる(上記設例参照)。当該資産を売却した場合、売却時における当該資産の簿価時価差額を売却益計上漏れとして申告書上加算することになる。(全体としては「負ののれん」がある状況でも一部の資産に含み益がある場合には上記のような問題が生じうる。)
- 負ののれん償却益からの配当額が上記加算額と同額以上の場合には、上記加算が生じても負ののれん相応額からの配当等により合併投資法人に課税が生じることを回避できるが、負ののれんの額が加算額より小さい場合等は合併投資法人への課税が避けられない。加算により納税が生じることが予想される場合は、会計上、繰延税金負債を計上する必要も考えられ、さらなる課税の可能性もある。なお、会計上の資産受入価額やのれんの金額は合併の効力発生日に測定されるため、合併前においては上記の検討を一定の予測値に基づいて行うしかない。

# 合併に伴う税務上の課題と提言

## 合併に伴う税務上の課題(まとめ)

- 資産負債の受入価額やのれんの計上に関する会計と税務の取り扱いの乖離から、合併投資法人において課税が生ずる可能性がある。たとえば、合併に伴う引継資産の時価が簿価より高い場合、当該資産の会計上の受入価額が税務上の受入価額を上回ることであり、合併引継資産の減価償却や売却のタイミングで課税所得が会計上の利益を上回る状況をもたらす可能性がある。
- 現行の税制では投資法人の会計上の利益を超える分配額は主に減資扱いとなり、課税所得の計算上、損金の額に算入されない。したがって現行の税制の下では利益を超える金銭の分配を行っても上記問題の解決にはならない。(みなし配当も損金算入が認められているが、現行の法人税制を投資法人にも同様にあてはめることになっている結果、会計上の利益を上回る金額の分配からみなし配当は現実的には生じない)。
- 合併に伴って投資法人に課税が生じる可能性があることは、投資法人の合併対象を狭めることになり、組織再編によるJREIT市場活性化の阻害要因となる。

## 今後の対応

- 今後、JREIT市場での再編が円滑に行われるようにするには、合併の会計処理と税務処理の差異に伴う課税を回避できる対応策を設けることが必須である。IFRSの導入等の会計動向を考慮すると、会計処理と税務処理はより乖離する方向にあり、上記対応策は乖離原因を特定して対応する個別的なものではなく、会計税務の乖離が生じた場合全般をカバーするより一般的なものである必要がある。
- 課税所得が会計上の利益を上回る場合において、課税所得の金額に至るまでの利益超過配当を優先的にみなし配当とする等、一定の追加支払を行うことによって会計と税務の乖離に伴う課税を解消できる方策を設けることが急務である。